

令和3年度

松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 4
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 7

松伏町

令和3年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和3年度の公文書の開示請求の件数は3件（令和2年度は12件）で、開示請求の対象となった公文書数は6件（令和2年度は37件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、100パーセント（令和2年度は100パーセント）となっています。開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()は令和2年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	
町長	3 (7)	0 (2)	4 (13)	2 (3)	6 (18)
教育委員会	0 (4)	0 (3)	0 (9)	0 (0)	0 (12)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (1)	0 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (7)
合 計	3 (12)	0 (12)	4 (22)	2 (3)	6 (37)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文

書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	1件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	0件
県外に住所を有する個人	0件
県外に住所を有する法人	2件
合計（表1の受付件数と合致します。）	3件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町長	総務課	0件	0件	0件	0件
	企画財政課	0件	0件	0件	0件
	住民ほけん課	0件	0件	1件	1件
	税務課	0件	0件	0件	0件
	いきいき福祉課	0件	0件	0件	0件
	すこやか子育て課	0件	0件	0件	0件
	環境経済課	0件	3件	0件	3件
	新市街地整備課	0件	1件	1件	2件
	まちづくり整備課	0件	0件	0件	0件
教育委員会	教育総務課	0件	0件	0件	0件
	教育文化振興課	0件	0件	0件	0件
議会	議会事務局	0件	0件	0件	0件
合計		0件	4件	2件	6件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日	
1	5月31日	町長 (新市街地 整備課)	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項（建設リサイクル法）の規定による解体等の届出書（様式第1号）のうち、次の住所を工事場所とするもの。 松伏町○○○○○○○○ 松伏町○○○○○○○○-○	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書（松伏町○○○○○○○○）	部分開示	条例第6条 第1号	6月10日	
				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書（松伏町○○○○○○○○-○）	不開示（不存在）			
2	6月22日	町長 (環境経済 課)	平成30年度から令和2年度分の○○氏が代表を務める法人又は団体が提出した松伏町地域猫活動推進事業費補助金の実績報告書及び収支決算書	松伏町地域猫活動補助金実績報告書及び補助事業に関する収入支出決算書（平成30年度にNPO法人野良にゃんこ不妊手術活動支援部が提出したもの）	部分開示	条例第6条 第1号及び 第2号	7月5日	
				松伏町地域猫活動補助金実績報告書及び収入支出決算書（令和元年度にNPO法人野良にゃんこ不妊手術活動支援部が提出したもの）	部分開示			条例第6条 第1号
				松伏町地域猫活動補助金実績報告書及び補助事業に関する収入支出決算書（令和2年度に野良にゃんこ支援部が提出したもの）	部分開示			
3	1月17日	町長 (住民ほけ ん課)	2021年1月1日から2021年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料（別添のとおり） また、同期間に住居表示を実施した区域がある場合は、当該区域の住居表示台帳・住居表示案内図・住所新旧（旧新）対照表	2021年1月1日から2021年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料	不開示（不存在）		1月21日	

令和3年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

松伏町個人情報保護条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、町の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をする場合は、松伏町個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有開始（通知事項変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、松伏町個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（令和4年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	205
-----------	-----

2 保有個人情報の開示等の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく令和3年度の保有個人情報の開示請求等の件数は4件（令和2年度は5件）で、開示請求の対象となった公文書数は4件（令和2年度は13件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は令和2年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	4 (5)	1 (7)	2 (6)	1 (0)	4 (13)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	4 (5)	1 (7)	2 (6)	1 (0)	4 (13)

- ※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。
- ※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。
- ※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不存 在を含む。)	計
住民ほけん課	1	1	1	3
環境経済課	0	1	0	1
合 計	1	2	1	4

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
開示関係	0	0	0	0		
				全部開示	一部開示	不開示
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
訂正関係	0	0	0	0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
利用停止 関係	0	0	0	0		
				利用停止	消去	提供停止
				0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

令和3年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和3年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和3年6月18日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱式・会長の互選・情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度施行状況の報告